

昭和三十三年法律第五十六号
学校保健安全法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）	第二章 学校保健
第一節 学校の管理運営等（第四条—第七条）	第一節 健康相談等（第八条—第十条）
第二節 健康診断（第十一条—第十八条）	第二節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）
第三節 感染症の予防（第十九条—第二十一条）	第三節 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）
第四節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）	第四節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）
第三章 学校安全（第二十六条—第三十条）	第三章 学校安全（第二十六条—第三十条）
第四章 雜則（第三十一条・第三十二条）	第四章 雜則（第三十一条・第三十二条）
附則	附則
第一章 総則	
（目的）	
第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関する必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に關し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。 (定義)	
第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。	
2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。	
（国及び地方公共団体の責務）	
第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。	
2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。	
3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるように努めなければならない。	
第二章 学校保健	
第一節 学校の管理運営等	
（学校保健に関する学校の設置者の責務）	
第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るために、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
（学校保健計画の策定等）	
第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。	
（学校環境衛生基準）	
第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第九条第一項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第六条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。	
2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。	
3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に關し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。	
（保健室）	
第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。	
（健康相談）	
第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に關し、健康相談を行うものとする。	

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病的治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者
- 二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（国の補助）

第二十五条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対する援助を行なう場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

第三章 学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るために、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るために、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対し必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雜則

（学校の設置者の委任）

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

（専修学校の保健管理等）

第三十二条 専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行うため、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律中第十七条及び第十八条第一項の規定は昭和三十三年十月一日から、その他の規定は同年六月一日から施行する。

附 則 （昭和五〇年七月一日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十三年三月三一日法律第一四号）抄

十七条の改正規定、第十八条第二項を削る改正規定並びに同条第三項の改正規定は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一日法律第九〇号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年六月一二日法律第一〇一号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一〇月一日法律第一一四号) 抄
 (施行期日)
 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十一年二月二二日法律第一六〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年八月二日法律第一〇三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条及び附則第八条から第十九条までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年三月三一日法律第二三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一八日法律第七三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月一一日法律第四六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年六月一四日法律第四六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。